

MediaCat インターネットサービス

契 約 約 款

2016年4月1日

株式会社コミュニティ ネットワークセンター

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このMediaCatインターネットサービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりMediaCatインターネットサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

2 前項のほか、当社は本サービスに付帯するサービスをこの約款により取り扱います。

(約款の変更)

第2条 当社は、事前の通知を行うことなく本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
CATV回線	ケーブルインターネットサービスに使用するため、当社の指定する電気通信事業者が設置する電気通信回線
マンションアクセス回線	マンションインターネットサービスに使用するため、加入契約者が指定する場所に設置される電気通信回線
光アクセス回線	相互接続点を介して当社の電気通信設備と相互に接続する電気通信回線であって、光アクセスインターネットサービスに使用するため協定事業者が設置するもの（当社が別に指定するサービス、品目及び細目のものに限りません。）
協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
加入契約回線	当社の電気通信設備と加入契約者が指定する場所との間に設置するCATV回線、マンションアクセス回線、光アクセス回線
加入契約	当社からMediaCatインターネットサービスの提供を受けるための契約
加入契約者	当社と加入契約を締結している方
ドメイン名	日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）等によって割り当てられる組織を示す名前
IPアドレス	インターネットに接続したコンピュータを識別するための識別番号
MediaCatインターネットサービス	加入契約回線を用いて当社が提供する電気通信サービスであって、インターネットプロトコルによる通信を提供するサービス
端末設備	加入契約者がMediaCatインターネットサービスの提供を受けるために加入契約者が設置する設備
端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備

第2章 MediaCatインターネットサービスの種類等

(MediaCatインターネットサービスの種類)

第4条 MediaCatインターネットサービスには、次の種類があります。

ケーブルインターネットサービス	CATV回線を用いて当社が提供する電気通信サービスであって、インターネットプロトコルにより、電子メール等のメッセージ交換、データベースアクセス等の付加機能を提供するサービス
マンションインターネットサービス	マンションアクセス回線を用いて当社が提供する電気通信サービスであって、インターネットプロトコルにより、電子メール等のメッセージ交換、データベースアクセス等の付加機能を提供するサービス
光アクセスインターネットサービス	光アクセス回線を用いて当社が提供する電気通信サービスであって、インターネットプロトコルにより、電子メール等のメッセージ交換、データベースアクセス等の付加機能を提供するサービス
テレビインターネットサービス	CATV回線を用いて当社が提供する電気通信サービスであって、インターネットプロトコルにより、データ通信を提供するサービス

(MediaCatインターネットサービスの品目等)

第5条 MediaCatインターネットサービスには、MediaCatインターネットサービスの種類毎に、料金表に定める品目があります。

第3章 加入契約

第1節 ケーブルインターネットサービス及びマンションインターネットサービスに係るもの

(加入契約の単位)

第6条 加入契約は、加入契約回線1回線ごとに締結します。

2 当社との間に加入契約を締結できる方は、1の加入契約について、1人に限ります。

(加入契約者名等の公開)

第7条 当社経由で登録手続を行ったドメイン名又は当社が固定的に割当てするIPアドレスを使用する加入契約者は、当該加入契約者名等の情報を、ドメイン名及びIPアドレスの登録管理を行う機関のデータベースに登録することを承認したものと見なします。

(加入契約回線の終端)

- 第8条 当社は、加入契約者が指定する建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを加入契約回線の終端とします。
- 2 当社は、前項の設置場所又は地点を定める時は、加入契約者と協議します。

(加入区域)

- 第9条 本サービスの加入区域は、別に定めるとおりとします。
- 2 当社は、予告なく本サービスの加入区域を変更することがあります。

(加入申込)

- 第10条 加入契約の申込み（以下「加入申込」といいます。）をしようとする方は、当社が別に定める加入申込書を当社に提出していただきます。
- 2 20才未満の方が加入申込をされる場合は、法定代理人の同意を必要とします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、Webによる加入契約の申込みをしようとする方は、当社が別に定める手続きにしたがって加入申込を行うものとします。

(加入申込の承諾等)

- 第11条 当社は、加入申込があったときは、次のいずれかに該当する場合を除きこれを承諾するものとします。
- (1) その加入申込を承諾するために必要な電気通信設備の新設、改造、修理又は保守が当社の業務の遂行上又は技術上著しく支障があると認められる場合
- (2) 加入申込をした者が、本サービスの料金等の契約上の債務の支払いを怠るおそれがある場合
- (3) 加入申込をした者が、本サービスの利用停止をされている又は当社が行う加入契約の解除を受けたことがある場合
- (4) 虚偽の事実をもって加入申込をした場合
- (5) その他本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障がある場合
- 2 前項の規定により、当社が加入申込を拒絶したときは、加入申込者に対しその旨を通知します。

(契約内容の変更)

- 第12条 当社は、加入契約者から請求があったときは、契約内容の変更を行います。
- 2 前項の請求及び承諾については、第10条（加入申込）及び第11条（加入申込の承諾等）の規定に準じて取り扱います。

(加入契約者の氏名等の変更)

- 第13条 加入契約者は、その氏名若しくは商号又は住所若しくは居所等について変更があったときは、速やかにその旨を当社に届け出るものとします。

(加入契約回線の移転)

- 第14条 加入契約者は、加入契約者の負担により、加入契約回線の移転を請求できます。
- 2 当社は、第1項の請求があったときは、第11条（加入申込の承諾等）の規定に準じて取り扱います。

(譲渡の禁止)

- 第15条 加入契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することはできません。

(加入契約者の地位の承継)

- 第16条 加入契約者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は加入契約者の地位を承継します。
- 2 前項の規定により加入契約者の地位を承継した方は、承継の日から6ヶ月を経過する日までにその旨を当社に届け出るものとします。
- 3 第1項の場合において、相続により加入契約者の地位を承継した方が2人以上あるときは、そのうち一人を代表者と定め、前項の手続きをするものとします。代表者を変更したときも同様とします。
- 4 前項の規定による代表者の届出がないときは、当社が代表者を指定します。

(利用休止)

- 第17条 加入契約者は、一年間の内で通算かつ連続して6ヶ月を超えない範囲において、暦月単位で本サービスの利用を休止することができます。
- 2 加入契約者は、本サービスの利用を休止しようとするときは、休止しようとする月の前月20日までに、その旨を当社へ通知するものとします。

(最低利用期間)

- 第18条 本サービスには最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、本サービスの提供を開始した日から起算して1ヶ月間とします。

(利用約束期間)

- 第19条 当社は、本サービスの品目毎に利用約束期間を別に定めることがあります。

(最低契約期間)

- 第19条の2 当社は、本サービスの品目毎に最低契約期間を別に定めることがあります。

(当社が行う加入契約の解除)

- 第20条 当社は、加入契約者が次のいずれかに該当する場合は、加入契約を解除することがあります。

- (1) 第32条(利用停止)の規定により利用停止をした場合において、加入契約者が当該利用停止の日から7日以内に当該停止の原因となった事由を解消しない場合
 - (2) 契約時に虚偽の申告をした場合
 - (3) 電気通信回線の地中化等、当社又は加入契約者の責めに帰さない事由により加入契約回線の変更を余儀なくされ、かつ、代替が困難で本サービスの提供が継続できない場合
- 2 第32条(利用停止)の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項第1号の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその加入契約を解除することがあります。
- 3 当社は、第1項の規定により加入契約を解除するときは、加入契約者に対しあらかじめその旨を通知します。

(加入契約者が行う加入契約の解除)

第21条 加入契約者は、第18条で定めた最低利用期間中の加入契約の解除はできません。

- 2 加入契約者は、加入契約を解除しようとする場合は、当社に書面又はその他当社が指定する方法によりその旨を届け出るものとします。

第2節 光アクセスインターネットサービスに係るもの

(加入申込の承諾等)

第22条 当社は、加入申込があったときは、次のいずれかに該当する場合を除きこれを承諾するものとします。

- (1) その加入申込を承諾するために必要な電気通信設備の新設、改造、修理又は保守が当社の業務の遂行上又は技術上著しく支障があると認められる場合
- (2) 加入申込をした者が、本サービスの料金等の契約上の債務の支払いを怠るおそれがある場合
- (3) その光アクセス回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込み内容が相互接続協定に基づく条件に適合しない場合
- (4) 加入申込をした者が、本サービスの利用停止をされている又は当社が行う加入契約の解除を受けたことがある場合
- (5) 虚偽の事実をもって加入申込をした場合
- (6) その他本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障がある場合

- 2 前項の規定により、当社が加入申込を拒絶したときは、加入申込者に対しその旨を通知します。

(協定事業者の契約の解除等に伴う加入契約の扱い)

第23条 当社は、加入契約者からその加入契約に係る光アクセス回線について、契約の

解除があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その加入契約を解除します。ただし、加入契約者が光アクセス回線に係る契約を解除すると同時にその契約に相当する契約を締結した場合又は光アクセス回線に係る契約を解除すると同時に加入契約に係る契約内容の変更を行った場合であって、加入契約者から加入契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りではありません。

- 2 前項に規定するほか、当社は、加入契約者とその加入契約に係る光アクセス回線について協定事業者と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その加入契約を解除することがあります。

(その他の提供条件)

第24条 加入契約の単位、加入契約者名等の公開、加入区域、加入申込、契約内容の変更、加入契約者の氏名等の変更、加入契約回線の移転、譲渡の禁止、加入契約者の地位の承継、利用休止、最低利用期間、当社が行う加入契約の解除及び加入契約者が行う加入契約の解除については、ケーブルインターネットサービス及びマンションインターネットサービスの場合に準ずるものとします。

第3節 テレビインターネットサービスに係るもの

(加入契約の単位)

第25条 加入契約は、加入契約回線1回線ごとに締結します。

- 2 当社との間に加入契約を締結できる方は、別に掲げるスターキャット・ケーブルネットワーク株式会社が提供するテレビサービスの加入者となります。

(加入申込の承諾等)

第26条 当社は、加入申込があったときは、次のいずれかに該当する場合を除きこれを承諾するものとします。

- (1) その加入申込を承諾するために必要な電気通信設備の新設、改造、修理又は保守が当社の業務の遂行上又は技術上著しく支障があると認められる場合
- (2) 加入申込をした者が、本サービスの料金等の契約上の債務の支払いを怠るおそれがある場合
- (3) 別に掲げるスターキャット・ケーブルネットワーク株式会社が提供するテレビサービスの加入者でない場合
- (4) 加入申込をした者が、本サービスの利用停止をされている又は当社が行う加入契約の解除を受けたことがある場合
- (5) 虚偽の事実をもって加入申込をした場合
- (6) その他本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障がある場合

- 2 前項の規定により、当社が加入申込を拒絶したときは、加入申込者に対しその旨を通知します。

(当社が行う加入契約の解除)

第27条 当社は、加入契約者が次のいずれかに該当する場合は、加入契約を解除することがあります。

(1) 第32条(利用停止)の規定により利用停止をした場合において、加入契約者が当該利用停止の日から7日以内に当該停止の原因となった事由を解消しない場合

(2) 契約時に虚偽の申告をした場合

(3) 電気通信回線の地中化等、当社又は加入契約者の責めに帰さない事由により加入契約回線の変更を余儀なくされ、かつ、代替が困難で本サービスの提供が継続できない場合

(4) 別に掲げるスターキャット・ケーブルネットワーク株式会社が提供するテレビサービスの加入者でなくなった場合

2 第32条(利用停止)の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項第1号の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその加入契約を解除することがあります。

3 当社は、第1項の規定により加入契約を解除するときは、加入契約者に対しあらかじめその旨を通知します。

(その他の提供条件)

第28条 加入契約回線の終端、加入区域、加入申込、加入契約者の氏名等の変更、加入契約回線の移転、譲渡の禁止、加入契約者の地位の承継、利用休止、最低利用期間、加入契約者が行う加入契約の解除については、ケーブルインターネットサービス及びマンションインターネットサービスの場合に準ずるものとします。

第4章 サービスの提供

(基本サービスの提供)

第29条 当社は、料金表に規定する基本サービスを提供するものとします。

(オプションサービスの提供)

第30条 当社は、加入契約者から請求があったときは、料金表の規定によりオプションサービスを提供します。

第5章 利用中止等

(利用中止)

第31条 当社は、次の場合には、本サービスの提供を一時中止することがあります。

- (1) 電気通信設備の保守又は工事のため止むを得ないとき
 - (2) 設置する電気通信設備の障害等止むを得ない事由があるとき
- 2 当社は、本サービスの利用を中断する場合、事前にその旨並びに理由及び期間を通知します。但し、緊急止むを得ない場合はこの限りではありません。

(利用停止)

第32条 当社は、加入契約者が次のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 支払期日を経過しても本サービスの料金、割増金又は遅延損害金等を支払わない場合
- (2) 第37条（禁止される行為）、第38条（サービスの再販の禁止）及び第51条（ID及びパスワードの管理責任）の規定に違反した場合
- (3) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用したと当社が判断した場合
- (4) その他、本約款の規定に違反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

(接続休止)

第33条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者の電気通信事業の休止により、加入契約者が本サービスを全く利用することができなくなったときは、その本サービスについて、接続休止とします。ただし、その本サービスについて、加入契約者から加入契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめ、その加入契約者にそのことを通知します。
- 3 第1項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その加入契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その加入契約者にそのことを通知します。

(利用制限)

第34条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがある場合における災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序を維持するために必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益を確保するための緊急通信を取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置をとることがあります。

- 2 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、加入契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない

状況に置くことがあります。

- 3 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
- 4 当社は、前二項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

第6章 端末接続装置の貸与等

(端末接続装置の貸与)

第35条 ケーブルインターネットサービス、マンションインターネットサービス又はテレビインターネットサービスを利用するために必要な端末接続装置は、当社が貸与します。

- 2 加入契約者は、加入契約が解除された場合、端末接続装置を当社に返還するものとします。
- 3 加入契約者は、端末接続装置に係わる次の行為を行った場合、当社は加入契約の解除及び損害額を請求する権利を有します。
 - (1) 端末接続装置を本来の用法によらない方法で使用し、ケーブルインターネットサービス、マンションインターネットサービス又はテレビインターネットサービスを不正に受けたり受けようとする事
 - (2) 端末接続装置を転貸、譲渡、質入等すること
 - (3) 端末接続装置を分解したり改造を加えること
 - (4) 第14条(加入契約回線の移転)の場合を除き、端末接続装置を定められた場所から移動したり接続変更すること
- 4 加入契約者は、端末接続装置に異常が生じたときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
- 5 加入契約者は、加入契約者の故意若しくは過失又は第三者の行為による端末接続装置の損傷、紛失、盗難等があった場合、直ちに当社に申出るものとし、その修理、復旧に要したすべての費用を当社に支払うものとします。

(端末設備等の接続)

第36条 加入契約者が端末接続装置に接続する端末設備等の種類及び台数等については、ケーブルインターネットサービス又はマンションインターネットサービスの品目毎に別に定めるものとします。

第7章 禁止事項等

(禁止される行為)

第37条 本サービスにおいて、次のいずれかの行為は禁止します。

- (1) 当社又は他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別若しくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は表示する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為又は未承認医薬品等の広告を行う行為
- (7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (8) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し又はこれを勧誘する行為
- (9) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え又は消去する行為
- (10) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (12) 無断で他者に広告、宣伝若しくは勧誘等の電子メールを送信する行為又は社会通念上他者が嫌悪感を抱かせる、若しくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (13) 他者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (14) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (15) 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介し又は誘引(他人に依頼することを含む)する行為
- (16) 人の殺害現場等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (17) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (18) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する様態又は目的でリンクをはる行為
- (19) 犯罪や違法行為に結びつく又はそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をしてウェブページに掲載等させることを助長する行為
- (20) その他法令に違反する行為、公序良俗に反する行為又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

- 2 加入契約者が前項で規定する禁止される行為を行った場合、その行為に関する責任は当該加入契約者に帰属し、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 3 加入契約者は、第1項に規定する禁止される行為により故意に当社の業務に著しい損害を与えた場合は、当社がそれにより被る損害を賠償しなければなりません。
- 4 当社は、契約者による本サービスの利用が第1項の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合又はその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。
 - (1) 第1項の各号に該当する行為をやめるように要求します。
 - (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求します。
 - (3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
 - (4) 事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部若しくは一部を削除し又は他者が閲覧できない状態に置きます。
- 5 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

(サービスの再販の禁止)

第38条 加入契約者は、本サービスを第三者へ再販することはできません。

第8章 料金等

(料金等)

- 第39条 本サービスの料金は、登録料等の初期費用、基本接続料及びオプションサービス利用料等の月額利用料金、手続きに関する料金、解約一時金、解約手数料、解除料並びに工事費とし、別に定める料金表によるものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、テレビインターネットサービスの利用に関して料金は設定しません。
 - 3 当社は、事前の通知を行うことなく料金表の内容を変更することがあります。

(月額利用料金の計算方法)

第40条 月額利用料金は次により計算した料金とします。

月の区分	日の区分	料金額
利用を開始した月の料金	その月の初日から利用を開始した場合	月額
	その月の初日以外の日から利用を開始した場合	日割
利用を開始した月の翌月及びこれに引き続く各月の料金	その月の初日から末日までの期間を利用した場合	月額
	その月に加入契約を解除した場合	日割
利用を再開した月の料金		月額

備考

- ・ 当社が承諾した利用開始日に加入契約者が利用を開始しなかった場合は、当社が承諾した利用開始日をもって利用を開始した日とみなします。

- 2 第17条（利用休止）又は第33条（接続休止）の規定により利用を休止している月の月額利用料金は別途定めるものとします。
- 3 本サービスの品目等の変更を行った場合も第1項に準じて計算します。

（初期費用及び月額利用料金の支払義務）

第41条 加入契約者は、加入申込を行い、その承諾を受けたときは、本サービスに係る登録料等の初期費用及び基本接続料、オプションサービス利用料等の月額利用料金を支払わなければなりません。

- 2 第32条（利用停止）の規定により本サービスの提供が停止された場合における当該停止の期間は、本サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

（手続きに関する料金の支払義務）

第42条 加入契約者は、本サービスに関する手続きを要する請求をし、当社からその承諾を受けたときは、料金表に規定する手続きに関する料金を支払わなければなりません。

（解約一時金の支払義務）

第43条 加入契約者は、利用約定期間内に、加入契約の解除があった場合又は第12条に規定する契約内容の変更のうち本サービスの品目を変更した場合は、当社が別に定める解約一時金を支払わなければなりません。

（解除料の支払義務）

第43条の2 加入契約者は、最低利用期間内に、加入契約の解除があった場合又は第12条に規定する契約内容の変更のうち本サービスの品目を変更した場合は、当社が別に定める解除料を支払わなければなりません。

（工事費の支払義務）

第44条 加入契約者は、申込又は工事を要する請求をし、当社からその承諾を受けたときは、当社が別に定める工事費を支払わなければなりません。

（料金等の請求及び支払）

第45条 当社は、次の区分にしたがい、本サービスに関する料金等を加入契約者に請求します。但し支払方法によっては、請求時期が異なる事があります。

区分	請求時期
登録料	本サービスを利用開始した月の翌月
基本接続料	本サービスを利用した月の翌月
オプションサービス設定料	オプションサービスを設定した月の翌月

オプションサービス利用料	オプションサービスを利用した月の翌月
その他の料金	事象が発生した月の翌月

2 前項の規定により料金等の請求を受けた加入契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する方法により、その料金を支払わなければなりません。

(割増金)

第46条 本サービスに関する料金の支払を不法に免れた加入契約者は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した金額を割増金として支払わなければなりません。

(遅延損害金)

第47条 本サービスに関する料金の支払義務者が、指定する期日までにその料金等を支払わないときは、遅延損害金を支払わなければなりません。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われたときは、この限りではありません。

2 遅延損害金の額は、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年14.5%の割合で計算して得た額とします。

(消費税)

第48条 加入契約者が当社に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、加入契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第49条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態(その本サービスの通信に著しい支障が生じ、その本サービスを全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。)にあることを加入契約者が当社に通知した時刻(その前にそのことを当社が知ったときは、その知った時刻。以下本条において同じとします。)から起算して24時間以上その状態が継続したときに限り、その加入契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを加入契約者が当社に通知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります)について、24時間毎に日数計算し、その日数に対応するその本サービスに係る1日分の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

- 3 前項に規定する1日分の料金は、当社が別に定める月額利用料を30で除して得た額とします。
- 4 前項の規定により計算して得た額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。
- 5 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前4項の規定は適用しません。
- 6 第1項に規定する損害賠償の事由が発生した日から起算して6ヶ月を経過しても加入契約者からの損害賠償の請求がないときは、当社は、損害賠償に応ずべき義務を免れるものとします。

(免責)

第50条 当社は、加入契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、第49条(責任の制限)の規定によるほかは、何ら責任を負いません。

第10章 雑則

(ID及びパスワードの管理責任)

- 第51条 加入契約者が本サービスのメールアドレス等の取得、各種オプションサービスの申込み等で使用するログインID及び初期パスワードについては、当社がこれを指定します。加入契約者は、指定された以外のログインIDを利用することはできません。
- 2 加入契約者は、当社より付与されたログインID及び初期パスワード等について責任を持って管理するものとし管理不十分又は第三者の不正利用等に起因する全ての損害について責任を負うものとします。
 - 3 当社が加入契約者に指定したログインIDは、加入契約者のみが使用できるものとし第三者に使用若しくは譲渡、貸与してはなりません。

(契約者の関係者による利用)

- 第52条 契約者が当該契約者の家族、法人の場合はその社員(以下「関係者」といいます。)に利用させる目的で、かつ当該関係者の本サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約者と同様にこの約款を遵守させる義務を負うものとします。
- 2 前項の場合、契約者は、当該関係者が第37条(禁止される行為)各号に定める禁止事項のいずれかを行い又はその故意又は過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、この約款の各条項が適用されるものとします。

(協議等)

第53条 本サービスの利用に関して、本約款、当社が別に定める事項及び当社の指導により解決できない問題が生じた場合には、当社と加入契約者との間で双方誠意を持って協議し解決するものとします。

- 2 本約款に記載のない細目等については、当社と加入契約者との間で協議し定めるものとします。
- 3 本サービスの利用に関して、当社と加入契約者との間に係争が発生し、訴訟により解決する必要が生じた場合には、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(情報の管理)

第54条 加入契約者は、本サービスを利用して受信し又は送信する情報については、本サービスの設備又は装置の故障によるその消失を防止するための措置をとるものとします。

(通信の秘密の保護)

第55条 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用又は保存します。

- 2 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜査・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
- 3 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が満たされた場合には、当該開示請求の範囲で第1項の守秘義務を負わないものとします。
- 4 当社は、加入契約者が第37条第1項各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛又は緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ加入契約者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

(個人情報等の保護)

第56条 当社は、加入契約者の営業秘密、又は加入契約者その他の者の個人情報であって第55条第1項に規定する通信の秘密に該当しない情報（あわせて、以下「個人情報等」といいます。）を加入契約者本人から直接収集し又は加入契約者以外の者から間接に知らされた場合には、これを保存することができます。

- 2 当社は、これらの個人情報等について、本サービスの提供のために必要な範囲を超えて、利用又は加入契約者本人以外の者への開示、提供を行わないものとします。
- 3 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜査・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には当該法令及び令状に定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が満たされた場合には当該開示請求の範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
- 4 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第2項の規定にかかわらず、個人情報等の照会に応じることができるものとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改定規定は、2016年4月1日から実施します。
- 2 この改定規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。